

実績評価書(案)

資料2-1

(厚生労働省28(I-5-1))

施策目標名	感染症の発生・まん延の防止を図ること							
施策の概要	本施策は公衆衛生の向上及び増進を図るために実施している。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	<p>【施策の背景】 国内の衛生水準や医療水準の向上により、かつてに比べ多くの感染症が克服されてきた一方、肝炎や結核などの感染症には今なお多くの人が感染していることや、新型インフルエンザなど新たな感染症が発生する可能性があることを踏まえ、引き続き感染症の発生・まん延を防止する取組みを進めていく必要がある。</p> <p>【施策の枠組み】 ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること(根拠法:「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)、検疫法(昭和26年法律第201号)) ○ 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図ること(根拠法:「予防接種法」(昭和23年法律第68号)) ○ 肝炎対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びに肝炎対策の推進に関する指針の策定について定めるとともに、肝炎対策の基本となる事項を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進すること(根拠法:「肝炎対策基本法」(平成21年法律第97号))</p>							
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	78,465,143	79,132,411	78,274,812	83,267,250	79,324,425	
		補正予算(b)	57,473,788	63,436,372	36,250,506	47,747,135	0	
		繰越し等(c)	10,685,927	-1,939,576	3,281,876	4,170,704	2,071,321	
		合計(a+b+c)	146,624,858	140,629,207	117,807,194	135,185,089	81,395,746	
	執行額(千円、d)	138,357,998	137,811,458	116,391,252	131,947,283			
執行率(%、d/(a+b+c))	94.4%	98.0%	98.8%	97.6%				
関連税制	-							
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説、政府決定、関連計画等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	<p>指標1 第一種感染症指定医療機関に指定されている医療機関のある都道府県数 (健康局結核感染症課調べ)</p> <p>第一種感染症指定医療機関は感染症の患者を入院させ、かつ、感染症法に基づく公費負担医療を指定するものである。施策目標を達成するためには、感染症発生時の都道府県ごとの医療提供体制を整備する必要があることから、当該数値を測定指標とした。また、平成30年度を目途に、全ての都道府県において少なくとも1つの医療機関が第一種感染症指定医療機関に指定されるよう調整を進めていることから、当該数値を目標値とした。 (感染症指定医療機関の指定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou15/02-02.html)</p>										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	30年度				
	32	35	35	39	42	44	47	○		△	
年度ごとの目標値		35	38	41	41	45					
指標2-① 予防接種の接種率(麻しん) (健康局健康課調べ)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠										
	<p>世界保健機関において、2回の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標としているほか、平成24年に改正した「麻しんに関する特定感染症予防指針」(平成19年厚生労働省告示第442号)においても、2回実施される定期の予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標としていることから、当該目標を測定指標とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/hashika.html)</p>										
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成		
	19年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度				
	100.2% (第1期)	97.5% (第1期)	95.5% (第1期)	96.4% (第1期)	96.2% (第1期)	集計中	95%以上	○		-	
	89.2% (第2期)	93.7% (第2期)	93.0% (第2期)	93.3% (第2期)	92.9% (第2期)	集計中	95%以上				
年度ごとの目標値		95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上					

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
指標2-② 予防接種の接種率(風しん) (健康局健康課調べ)	<p>風しんの予防接種は先天性風疹症候群(CRS)予防のために開始されたが、接種率が不十分で、平成16年にはCRSが年間10例報告されており、接種回数が2回に増やされている。なお、麻しんワクチンとの混合ワクチンで接種されるため、麻しんの予防接種の接種率と同じ測定指標とした。また、平成26年4月に策定された「風しんに関する特定感染症予防指針」において、2回実施される定期的予防接種でそれぞれの接種率が95%以上となることを目標にされており、26年度以降の目標を95%以上とした。 (麻しん風しん予防接種の実施状況 URL:http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/hashika.html)</p>										
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		19年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○	-	
		100.3% (第1期)	97.5% (第1期)	95.5% (第1期)	96.4% (第1期)	96.2% (第1期)	集計中	95%以上			
		89.6% (第2期)	93.7% (第2期)	93.0% (第2期)	93.3% (第2期)	92.9% (第2期)	集計中	95%以上			
年度ごとの目標値		おおむね 95%	おおむね 95%	95%以上	95%以上	95%以上					
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
指標3 結核患者罹患率の推移 (結核登録者情報調査年報 集計結果による)	<p>結核の新規登録患者数は年々減少しているものの、なお年間約2万人の結核患者が発生しており、引き続き対策が必要とされている。今般の厚生科学審議会結核部会における審議を経て、「結核に関する特定感染症予防指針」が平成28年11月に改定されたところであるが、改定後の指針では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催される2020年までに人口10万人対罹患率10.0以下の低まん延国を目指すことを目標にしていることから、当該指標を測定指標とした。 (平成27年結核登録者情報調査年報集計結果 URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000132952.html)</p>										
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○	-	
		17.7	16.7	16.1	15.4	14.4	集計中	10.0以下			
	年度ごとの目標値		17.0以下	16.4以下	15.7以下	15.0以下	14.0以下				
		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠									
指標4 都道府県における肝炎対策 に関する計画等の策定数 (健康局がん・疾病対策課肝 炎対策推進室調べ)	<p>肝炎対策基本指針(平成23年厚生労働省告示第160号、平成28年6月30日改正)において、「都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村と連携した肝炎対策を推進することが望まれる」とされたことから、当該計画等の策定状況を測定指標とした。</p>										
		実績値					目標値	主要な指標	達成		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度	○	○		
		34	47	47	47	47	47				
	年度ごとの目標値	47	47	47	47	47					

※24年度から28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③
	総合判定	(判定結果)A
		(判定理由) 設定している4指標のうち、平成28年度の目標値を達成しているのは指標4のみとなっている。 しかし、判定不能の指標2については、直前の平成27年度において、第1期はいずれも目標を達成し、第2期についても目標達成に向けた普及啓発を積極的に実施している状況から、また、指標3については高齢者等のハイリスク者に対する重点的な対応を進めている状況から判断し、平成28年度(集計中)において目標を概ね達成できる見込みである。 また、唯一目標を達成できていない指標1についても、平成29年4月に新たに1県について指定され、基準値からも順調な伸びがみられることから、現在の取組を継続することにより、平成30年度に設定している最終的な目標値を達成することが十分に可能な状況である。 以上の内容を総合的に判断して、目標を達成できていると判定した。
		(有効性の評価) 指標1について、第一種感染症指定医療機関は一类感染症等に対して適切な医療を提供し、感染症のまん延を防止するために必要な医療機関であり、第一種感染症指定医療機関の指定がされていない自治体との連携した取組等により指定数が増加していることから施策は有効であると評価できる。(平成28年度においても、新規追加について所要の調整を年度内に完了しており、平成29年4月1日付けで45都道府県まで指定済み。) 指標2の予防接種の接種率を高い水準で維持することにより、平成27年3月に、世界保健機関(WHO)から我が国が麻疹の排除状態にあるとの認定を受けるなどの確実な効果が出ており、施策の実施は有効に機能していると評価できる。また、昨年、麻しんの輸入症例が局地的に発生したが、定期接種の着実な実施によりその後の拡大を防ぐことができたことと評価できる。 指標3については、施策の実施により、毎年着実に人口10万人対結核罹患率は減少しており、平成26年には新登録結核患者数が初めて2万人を下回るなど、施策が有効に機能し、確実な成果が見受けられる。 指標4については、全ての都道府県において、肝炎対策に関する計画等が策定されており、地域の実情に応じた肝炎対策を有効に推進することができている。
施策の分析	(効率性の評価) 検疫業務に必要な経費をはじめ、調達に当たっては一般競争入札の実施を徹底するとともに、一定額以上の調達を実施する場合には、省内の審査会の事前及び事後の審査を必ず受けることにより、予算執行の効率性を確保している。	
	(現状分析) 指標1については、第一種感染症指定医療機関に指定されている都道府県が毎年増加しており、感染症の発生・まん延の防止を図るための体制整備を着実に進めることができていると評価できる。 指標2において、長期間にわたって予防接種の接種率を高い水準で維持するとともに、更なる接種率の向上に向けて普及啓発に取り組んでおり、感染症の発生・まん延の防止のための取組を確実に進めることができていると評価できる。 指標3については、2020年の結核低まん延国化という目標に向けて、着実に人口10万人対結核罹患率の減少が見受けられることから、施策の目的に合致した効果的な取組を進めることができていると評価できる。 指標4について、平成25年度以降、全ての都道府県において、肝炎対策に関する計画等が策定されている。 一方、指標1の第一種感染症指定医療機関への指定の推進など、国内で感染症が発生した場合に、国民の生命・健康を守るべく、万全の対応をとるため、施策をさらに推進する必要がある。	
評価結果と今後の方向性	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて) 今回、目標を完全に達成できていなかった指標である、第一種感染症指定医療機関への指定については、今後も引き続き、第一種感染症指定医療機関の指定がされていない都道府県と連携し、指定に向けた調整を進め、最終的な目標を達成できるよう、さらに取組を強化する予定である。また、麻しん・風しんの予防接種、結核罹患率についても、引き続き適切な取組を推進していく。 今後については、現在、抗菌薬の不適正使用を背景として、薬剤耐性菌が世界的に増加し、国際社会でも大きな課題となっている状況を踏まえ、平成28年4月に策定された「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン」に基づく取組を進めている。 (予算要求について) ※概算要求後に記載 (税制改正要望について) ※税制改正要望後に記載 (機構・定員について) ※組織・定員要求後に記載

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

<p>参考・関連資料等</p>	<p>○関係法令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 URL : http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO114.html 予防接種法 URL : http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO068.html 肝炎対策基本法 URL : http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H21/H21HO097.html</p> <p>○関係事業の行政事業レビューシート(平成28年度分) URL : http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2016/h27_1-5-1.html</p> <p>○感染症指定医療機関の指定状況 URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou15/02-02.html</p> <p>○麻しんに関する特定感染症予防指針 URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou21/dl/241214a.pdf</p> <p>○風しんに関する特定感染症予防指針 URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/dl/yobou140529-3.pdf</p> <p>○肝炎総合対策の推進について URL : http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html</p> <p>○薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン URL : http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000120769.pdf</p>
-----------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>①健康局結核感染症課 ②健康局健康課 ③健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>①結核感染症課長 浅沼 一成 ②健康課長 正林 督章 ③肝炎対策推進室長 小野 俊樹</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	---	---------------	--	-----------------	----------------